

【4 釈 文】旗本伊丹氏御用金請取書

(宝曆十三年：一七六三)

一札之事

合金三拾両者^① 但、文字小判也

右者此度為二御用金一被二差出一、請取所

実正也、右濟方之儀者、当暮至

御物成米之内を以、相濟可レ申候、

為二後日一、仍如レ件

伊丹兵庫頭内

宝曆十三癸未年三月 稻生判兵衛^②

嶋田要人^③

東西

峯須川村

名主中

【4 読み下し文】

一札(いっさつ)の事

合せて金三拾両は^① 但(ただ)し、文字(ぶんじ)小判也

右は此の度(このたび)御用金として差し出され、請け取る所

実正(じっしょう)也、右濟ませ方の儀は、当暮れに至り

御物成米の内を以(もつ)て、相(あい)濟ませ申すべく候、

後日のため仍(よつ)て件(くだん)の如(ごと)し

伊丹兵庫頭(ひょうごのかみ)内

宝曆十三癸未(みずのとひつじ)年三月 稻生判兵衛^②

嶋田要人^③

東西

峯須川村

名主中